

[討議資料] 大学図書館をめぐる動き

1. 大学と大学図書館をめぐる動き

不安定なイラク情勢、北朝鮮と日本の関係、BSE 問題や、鳥インフルエンザにコイヘルペス、多くの亜種が発見された Netsky(コンピュータ・ウィルス)の蔓延など(なぜか後半病気ばかりになってしまいましたが)、なかなか明るいニュースがありません。大学と大学図書館についても、18 歳人口が昨年よりさらに 5 万人減り、約 123 万人となったことだけを見ても、明るい状況とは言えません。昨年まで増加していたセンター試験の志願者も、昨年からは 15,537 人減で 587,350 人となりました。

その中でも、留学生数は順調に増え、昨年 5 月の時点で、いわゆる「10 万人計画」が達成されたことが文部省の調査で分かりました。しかし、受け入れ態勢の不十分さも指摘され、図書館も、十分対応出来ているかを自問しなければならないときかもしれません。

また、利用者としては、地域解放の動きが大きく、学外者を利用者として意識してゆかなければならなくなっています。文部科学省の「平成 15 年度大学図書館実態調査結果報告」によると、学外者が利用できる大学図書館は 14 年度末現在で、98.2%となっています(国立は 100%)、利用する学外者の数も 10 年で 4 倍となり、101 万人となったそうです。これと関連して、情報公開法との関係があります。法人化に際して、図書館資料を「行政文書(法人化後は「法人文書」)」の適用除外とする総務大臣の指定を改めて受け直さねばならなくなりました。図書館は元々公開されているということで法人文書に当たらないとしているのですが、「それなら利用を制限してはならない、利用規則改正せよ」との要求が、総務省よりありました。地域解放は良いことです、今まで大学生・教職員を対象としてきた大学図書館として、多様な学外者の受け入れ態勢が十

分な体制が整っているかは心配されるところです。

学生の幅も広がってきており、今年の大きな動きとしては、66 の大学に法化大学院が設置される動きがありました。その学生に対するサーピスなどはどう考えてゆけばよいのでしょうか?

昨年度から今年度にかけては、昨年 7 月 9 日の法案成立以降の国立学校法人化の動きのために、他の動きが霞んでしまっているような気がします。ついに、本年 4 月より国立大学が国立学校法人となりました。組織面、人事面、会計制度などで大きな変化がありました。大学の再編も国立大に限らず推し進められています。今後、COE、中期計画など、大学の評価という点にも注意していかなければなりません(「8.大学再編・法人化」の章で詳しく取り上げます)。

大学の評価といえば、私大の方では、法政・日大に続き、早稲田などが、R&I の格付けを取得しました。今年 1 月には、慶応、東京理科大が、米国大手の格付け会社 S&P の格付けを取得し外資系による格付けの第 1 弾となりました。財源の健全性をアピールするとともに、学校債による資金調達が可能となります。法人化を機に、国立大学も学校債の発行が可能となるため、国立大学でも格付け取得の動きが始まるかもしれません。

国立大では法人化に際し、組織も変化があり、法人化に合わせて、図書館が情報処理センターや事務組織の電算部門と統合される動きが見られました。学術情報部という名前を最近、耳にするようになってきました。人事面では、労働基準法が適用されるようになり、労使協定を結ぶために、年度末に過半数代表者の選出を行っていた大学も多いのではないかと思います。採用についても、国立学校法人で関東甲信越などのブロックごとの採用試験を実施することとなり、図書館の区分は廃止され、事務系に含ま

れることとなりました。これに対して、各ブロックで図書系の2次試験を行う動きがあり、たとえば関東甲信越地区では、関東甲信越地区国立大学法人等職員採用合同図書系二次試験専門委員会(事務局は東大)が設置され、図書館採用のものについて、2次試験を課すこととなりました。ブロック間の人事がどうなるかが気になるところです。

非常勤職員についても、以前より問題となっていますが、法人化後の非常勤採用、私大で相次ぐ外注など、今後も多くの問題が出そうです(「7. 図書館経営・職員問題」参照)。

法人化でいうと、国立情報学研究所も法人化されました。今のところ法人化になったことで、大きな変化は見られませんが、目録作成とILLのライフラインであるだけに動向には注目していきたいところです(詳しくは「3. 目録所在情報サービス(NACSIS-CAT / ILL)」の章参照)。

コンピュータ技術的な面では、革新的な技術はあまり出ていませんが、Webや電子ジャーナルなどが、ごく一般的な技術となってきました。そして、Webサービスはさらにポータルへと移行してゆくようです(これらの動向については「4. Webサービスと資料の電子化・電子ジャーナル」参照)。ICタグなどの技術の応用についての動向も注目すべきものがあります。出版会でも書籍にICタグを入れる動きが出始めております(詳しくは、電子出版などの話と合わせて、「2. 出版流通と電子出版」で取り上げます)。ただし、コスト、電波感度、プライバシーの問題(ICタグ情報の盗聴問題)、規格の統一など、問題が多いのが現状です。

ネットワーク技術が一般的になった昨今では、ウイルス対策などの技術的な知識だけでなく、それを利用する側のモラルも問われます。大学のネットワークが音楽・映像の違法コピーのやり取りの温床となっているとの指摘があり、昨年11月26日に日本レコード協会は1,200の大学に、対策強化の要請書を送りました。また、5/10にファイルを交換するWINNYというソフトの作者が、

不法コピーを助けたということで逮捕されたのも、記憶に新しいことです。さまざまな著作物を扱う大学図書館とも関わりの深い問題です(その他にも、著作権に関して、公貸権やFAXによる伝送について動きがあり、「6. 大学図書館と著作権」にまとめました)。

日図協と大学図書館の関わりでも気になる動きがあります。国公私協力委員会では日図協大学図書館部会の研究集会を後援する・しないという議論があるようです。今後の動きは不透明ですが、日図協と大学図書館のつながりは弱くなっていくのでしょうか。

以上のように、さまざまな動きがありますが、以下、「2. 出版流通と電子出版」、「3. 目録所在情報サービス(NACSIS-CAT / ILL)」、「4. Webサービスと資料の電子化・電子ジャーナル」、「5. 利用教育と情報リテラシー」、「6. 大学図書館と著作権」、「7. 職員問題」、「8. 大学再編と法人化」という7つのトピックを取り上げ、概観して行こうと思います。

2. 出版流通と電子出版

2003年の出版界全体では不況が続く中、「バカの壁」など個別のタイトルでのブームは続いています。そんなブームとは裏腹に、東京都書店商業組合は、2003年12月より、3ヶ月の間、万引き防止ポスターを掲示する「万引き防止キャンペーン」を展開すると発表。産業経済省が行った、「全国2530書店」を対象とする書店における万引きに関するアンケートの結果、約2割の書店が、万引きの増えた理由を、換金目的で、かつ中高生の比率が高いとしています。が、これより少し前の11月には、ブックスタート全国大会が開催されています。この運動は、3年目になるとのことで、全国552の自治体で行われている。生まれたときから本に親しんでもらうというこの運動は、着実に裾野を広げているとのこと。ブックスタートは、2004年2月より「特定非営利活動法人ブックスタート支援センター」から「特定非

営利活動法人ブックセンター」と組織名称を変更。

著作権と出版者の権利に関することも2003年度の話題でしょう。2004年1月、文化審議会著作権分科会において、著作権者に一定の使用料を認めるよう制度見直しなどの検討結果をまとめました。が、書籍・雑誌に対する「貸与権」は、そもそも1984年に、レコード・CDに新設されて、レンタル業者が著作権者に使用料を払うことになったもので、書籍と雑誌については当分の間、適用しないとなっていたもの。

ポイントカード問題は、昨年来「再販違反」として問題になっており、大手出版各社も過当競争を抑制するように声明を發表しています。こうしたなか、取次会社が、ポイントカード中止の願いを「日版週報」「トーハン週報」などに告示。

取次から書店(購読者)へのサービスとしては、日販が2004年1月20日から書店での雑誌の定期購読を支援する「マガジンエキスプレスサービス」をはじめました。スタート時点での対象雑誌は130社500誌。再販制度の存置が決まって2年が経過しましたが、日本書籍出版協会が中心となって、再販制度の弾力的運用と銘打ち、期間限定謝恩価格ネット販売フェアを企画。2003年10月15日より、12月15日まで、webバーゲンを実施しました。web上での謝恩価格セールスは、初めての試みであり、参加は出版社24社、約400点が、30%～50%引きで販売。

ICタグの事では、ICタグを装着した、村井純著「インターネットの不思議、探検隊！」が太郎次郎社より発行されました。今後このような書籍が、次々に発行されるのでしょうか。ICタグが普及すればするほど、在庫管理・計算などに便利ですが、書店のなかは電波・電磁波は飛び交うことになり、人体への影響はいかなるものなのでしょう。ICタグはすでに、三省堂書店を先頭に実験にはいるとのことで、出版流通・万引き防止予

防策などとして進められることも考えると、普及は思ったよりも早いのかもかもしれません。

最後に電子出版関連では、まずDVD-ROMで、「別冊ジュリスト判例百選」が有斐閣より。判例百選177冊に加えて、「重要判例解説」「基本判例解説シリーズ」「基本判例シリーズ」「担保法の判例1,2」と、23000以上の判例解説を収録。判例全文の参照が可能で、CD-ROMにより検索可能。続いて、DVD-ROM版「婦人画報：創刊号から戦前終刊号まで」が臨川書店より。ほかに、経葉社より、DVD写真集「20世紀の瞬間：発掘された戦争写真」全25巻などが挙げられます。なお、オンデマンドでは、「東洋文庫」「朝日選書」がオンデマンド出版により甦る。「東洋文庫」は、ワイド版により、毎年順次刊行されます。

新聞縮刷版では、2003年4月より、「日刊工業新聞」がCD-ROM化、また「赤旗」もCD-ROM化を予定しているとのことですが、これらは紙媒体の冊子体を廃止することです。

2003年秋、松下電器・東芝・出版社・書店などによる、電子書籍ビジネスコンソーシアムを立ち上げると同時に、電子書籍読書端末「シグマブック」を限定販売。「シグマブック」の後を追うように、2004年春スタートで、ソニー・新潮社・講談社など15社により、電子書籍配信会社「(株)パブリッシング」が設立されます。パブリッシングのサービスのためのポータルサイトは「Timebook Town」で、月額会員制でスタート。電子書籍普及という面では、新潮社「新潮ケータイ文庫」、角川書店「文庫読み放題」が挙げられます。

オーディオブックでは、ハリーポッターの世界を楽しむ朗読CDシリーズ(10枚組)が発売されました。CDブックでは、斎藤孝著の「声に出して読みたい日本語」、日野原重明著の「生きかた上手」などです。

3. 目録所在情報サービス(NACSIS-CAT / ILL)

旧 CAT / ILL システムの運用が、平成 16 年 12 月末までであり、残り半年となりました。17 年 1 月からは、メインフレームから完全オープンシステムとなり、旧システムからは NACSIS-CAT / ILL は使えなくなります。

(1) NACSIS-CAT

さて、NACSIS-CAT における最近の話題では、平成 15 年 12 月 2 日に総合目録データベース図書所蔵レコードの登録件数が 7,000 万件を突破したということと、その割には、図書書誌レコードの登録件数は、700 万件であり、遡及入力の違いを解消すべく、遡及入力事業を始めたことでしょうか。

図書所蔵レコードの登録件数は、昭和 60 年 7 月に登録を開始してから、18 年 5 ヶ月での 7,000 万件の達成です。

最初の 1,000 万件に達するのに、7 年 9 ヶ月も掛かっておりましたが、その後の参加機関の増加もあり、現在は 1,000 機関を超え、1 日、2 万件以上のレコードが新規に登録され、ここ数年は 1 年 5 ヶ月～7 ヶ月で、1,000 万件の登録を達成しております。

しかしながら、図書書誌レコードの方は、国立大学図書館全体の遡及入力率 50%という現状から、NII では各大学図書館の蔵相の所在情報をオンラインで検索可能にするため、またアクセス環境の抜本的な改善のため、16 年度から参加機関と協同して遡及入力事業を実施することにしました。

概要は、協同事業の実施に参加を希望する参加機関への公募により、NII が対象コレクションを選定します。事業対象は、多言語資料(中国語資料、韓国・朝鮮語資料、アラビア文字資料)、人文・社会科学系資料、次世代自動登録システム実証実験支援となっています。

主なる目的は、総合目録データベースに新規にオリジナル書誌を作成することであり、NC 未

登録資料の遡及を行うことで、他参加機関の遡及入力を支援するのが主旨のようです。

今年度事業は、52 機関から 103 件の応募があり、23 機関の 29 件が採択されたとのことで、以下の通りです。

【中国語資料】

東京大学文学部図書館・東洋文化研究所：20,000 冊
京都大学文学部図書室：11,000 冊
九州大学文学部図書室：1,560 冊
国立民族学博物館：3,000 冊
横浜市立大学学術情報センター：2,000 冊
佛教大学図書館：2,000 冊
桜美林大学図書館：300 冊
日本貿易振興機構アジア経済研究所図書館：2,000 冊

【ハングル・朝鮮語資料】

富山大学附属図書館：300 冊
関西大学図書館：2,200 冊
大阪府立中央図書館：3,900 冊
日本貿易振興機構アジア経済研究所図書館：2,600 冊

【アラビア文字資料】

東京大学文学部図書館・東洋文化研究所：5,000 冊
京都大学文学部図書室ほか：4,900 冊
大阪外語大学附属図書館：5,000 冊
日本貿易振興機構アジア経済研究所図書館：5,000 冊
東洋文庫：5,000 冊

【人文・社会科学分野資料】

東京大学総合図書館・法学部図書館：18,000 冊
東京学芸大学附属図書館：42,000 冊（教育用ポータルサイトデータを参照可能）

名古屋大学附属図書館：8,000 冊
金沢大学附属図書館：6,000 冊
神戸大学附属図書館経済経営研究所図書館：8,000 冊
一橋大学附属図書館：2,500 冊
跡見学園女子短期大学部図書館：2,500 冊
関西学院大学図書館：2,100 冊
長崎大学附属図書館経済学部分館：1,000 冊

【次世代自動登録システム支援】

東京大学柏図書館：3,000 冊
大阪大学附属図書館：2,000 冊
三重大学附属図書館：4,300 冊

今年度は、主に洋書のコレクションが多く採択されているようです(ロシア語やイタリア語等は今年は見送られている)。なお、この事業は数年の継続が予定されているようです。

また、国立情報学研究所のNACSIS-CATと同様の書誌ユーティリティの公共図書館版である国立国会図書館の「総合目録ネットワークシステム」(愛称:ゆにかねっと)が、新システムへの切り替えを終えたようです。

Webcat に似た Web 上での総合目録データベースで、参加館は 840 館(データ提供は 50 館)、図書所蔵レコードの登録件数は、2,540 万件、図書書誌レコードの登録件数は、和図書のみで 727 万件。(NC 書誌とは違い 1 冊 1 書誌レコードのようなので、NACSIS-CAT との書誌レコードの比較は出来ない。)

なお、NC 書誌のような基本となる書誌レコードは、JP/MARC となっています。これには、NACSIS-ILL のような相互貸借の依頼機能があるので、現状では参加館のみ公開で、所蔵検索には ID、パスワードが必要です。

また、Webcat 関連では、3 月の全国漢籍データベース協議会の総会で、「全国漢籍データベース」に、今年度は国立国会図書館の所蔵漢籍データが加わり、一昨年からの懸案である Webcat とのハイパーリンクを、今秋にも実験開始したいとの話が出ていました。

<http://kanji.zinbun.kyotou.ac.jp/kanseki?detail>

(2) NACSIS-ILL など

平成 16 年度より国立情報学研究所は ILL (文献複写料金相殺サービスを開始しました。このシステムには図書現物貸借も含まれ、従来国立大学、高専などに限られていた NACSIS-ILL に公私立大学が参加できることで、ILL 範囲が画期的に広がるのが期待されています。概要については WEB ページで公開されており、5 月 20 日現在国立大学 113、公立大学 30、私立大学 261、高専 53、その他 36 の参加となっています。

[Http://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/contents/nill](http://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/contents/nill)

[_info_sousai.html](#)

複写料金も参加館が独自に決めてよいことになっており、従来国立は一律 35 円であったものが、35 - 60 円とばらつきをみせています。国立大学の法人化により、財務会計システムが導入され、私費扱いの ILL について預かり金の扱いなどが図書館と会計との調整中というところもあるようです。

今年度の ILL でのトピックといえば、文献複写で、ファックスや、インターネット送信(文献画像電送システムによる送信や、画像イメージの電子メールでの送信等)をすることができるようになりました。本年 3 月に国公私立大学図書館協力委員会と学術出版系の 2 著作権等管理事業者を代表した有限責任中間法人学術著作権協会との契約調印により実現したものです。同時に国公私立大学協力委員会は

- 1) 利用者には紙面に再生された複写物のみを渡し、中間複製物は必ず破棄すること
- 2) 一定の利用があった資料については、(一年間で 11 回以上という基準を示している)購入努力義務を負う

という内容を骨子とする、「大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン」を出しています。

昨年 8 月にグローバル ILL の現物貸借サービスが開始されました。

GIF (Global ILL Framework) プロジェクトホームページ

<http://www.libra.titech.ac.jp/GIF/>

平成 17 年改正施行の著作権法には、CD 等に限られ、書籍・雑誌は当面適用されないことになりましたが、「貸与権」という概念があらたに出てきていることに注意を払いたいと思います。

4. Web サービスと資料の電子化・電子ジャーナル

4-1. Web サービスの動き

(1) ポータルと WWW サービスの個人化への動き

平成 15 年度『大学図書館実態調査』によれば、図書館ホームページでサービスを提供している大学数は、国公私立全体で 612 大学（国立 97、公立 67、私立 448）、実施率をみると、全体で 87.6%（国立 100.0、公立 88.2、私立 85.2）となっており、Web サービスのスタートからほぼ 10 年たった現在、大学図書館において Web サービスは「普通のサービス」と言える状況になってきました。ここ数年の動きでは、図書館の Web を情報の「ポータル（入口）」と位置付け、様々な取り組みが見られます。

Web のポータル機能とは、一般的に、図書館が提供する各種情報やサービスを統合し、利用者が求める情報へワン・ストップで接続し、利用することができることを指します。このポータル機能を図書館の Web に装備しようという動きがみられます。具体的には、複数の情報リソース検索の統一インターフェース、パーソナライズ・サービス、レファレンスや各種問い合わせのインタラクティブ・サービス、オンライン・マニュアルなどが挙げられます。

複数の情報リソース検索の統一インターフェースを構築するために、図書館システムやデータベース業者にはポータル機能をもった Web ページを作ったり、電子ジャーナルのメニュー画面を管理するサービスが利用されているようです。また、関連した情報リソースをリンクさせるために、Ex Libris 社の SFX(<http://www.usaco.co.jp/products/exlibris/index.html>)のようなリンク・システムを、組み込んだ Web ページもみられます。

昨年の全国大会の「学術ポータル」分科会においては、京都大学 MyLibrary が紹介さ

れ、『大学の図書館』2月号でも、特集「ポータルと図書館 WWW サービスの個人化」として、4 大学のポータル・システムへの取り組みが紹介されたのは記憶に新しいところです。この特集では図書館ポータルの概観・機能を提示し、京都大学の事例に加え、大阪大学の CMC Academic Portal、明治大学の図書館ポータル、名古屋大学の大学ポータルとのシステム連携の試行などの先進的な取り組みが提示されています。これら以外でも、京都精華大学の「MySeika」による図書館サービスが知られるところですが、国土館大学でも、図書館コア・システムとし「kiss」（Knowledge Integration Service System：統合知識情報サービス）を稼動し、昨年 7 月「kiss 発表会」を主催しましたが、このシステムは、利用者と管理者双方の作業負担を軽減する操作性と全文検索の高速性が両立する、情報検索ポータルとして柔軟な多機能システムで、学内外の OPAC や学内紀要論文などの横断検索を始め、ストリーミングのコンテンツや FAQ などを利用できる他、紀要論文も登録可能ということです。

(<http://libw01.kokushikan.ac.jp>)

Web をベースとした様々な取り組みが見られますが、それを支える図書館システムにおいては、独自開発や既存システムのカスタマイズ、図書館パッケージ化、SFX など、様々な選択肢が提供されているところです。

(2) ナビゲーション機能の高度化への動き

広範なインターネット情報資源へのナビゲーションとしては、特定分野の Web 上の情報資源へのナビゲーション機能をもつサブジェクト・ゲートウェイや、利用者が求めている情報への道しるべであるパスファインダーの機能があります。私立大学図書館協会東地区部会(<http://www.jaspul.org/e-kenkyu/kikaku/>)では、各図書館が個別に作成しているパスファインダーを共同利用する

ためのツールであるパスファインダーバンクの開発が進められています。

海外では、CrossRef が、Google と共同で雑誌論文のフルテキスト検索「CrossRef Search」のパイロット・プログラムを開始しました。現在、American Physical Society、Nature、Blackwell、Oxford University Press など9 出版社の Web サイトで利用可能になっています。

(<http://www.crossref.org/01company/press20040428.html>) 出版社や情報提供機関とサーチ・エンジンとの協力による新しい取り組みが今後も期待されるところです。また、Elsevier が今秋に向けて、新たに SCOPUS という情報サービスのリリースを予定しています。

(<http://www.scopus.com/>) 約 14,000 誌の学術論文を対象としたオンライン検索エンジンのサービスで、自社の Scirus との連携した検索や LinkFinderPLUS や CrossRef によるフルテキストへのリンク機能の提供、また被引用情報などにも配慮しており、ISI 社の Web of Science を意識したシステムのようなものです。Web of Science もバージョン・アップによる機能強化を予定しており、今後の動きが注目されます。

(3) レファレンス協同データベース実験事業

国立国会図書館が、平成 14 年度からレファレンス協同データベース実験事業に着手、今年度が最終年になります。この事業の目的は、「レファレンス事例等をインターネットによる一般に公開した場合の有効性の検証」、
「各図書館のレファレンス事例等を統合したデータベースが、図書館のレファレンス業務を改善・効率化することの検証」など、4 項目の検証を目的とし、昨年度参加館を募集しました。今年度はシステム・カスタマイズ等が予定されています。

(<http://www.ndl.go.jp/jp/library/collaboref.html>)

(4) 学術情報リポジトリ

千葉大学では「千葉大学学術情報リポジトリ」(仮称)の試行運用を開始し、学内教員の協力を得て、一次情報を収集・組織化・公開への取り組みを進め、国立情報学研究所との OAI-PMH によるメタデータ・データベース共同構築実験にも取り組んでいます。現在、

国立情報学研究所の「大学 Web サイト情報資源 (JuNii 大学情報メタデータ・ポータル試験提供版)」

(<http://ju.nii.ac.jp/help.html>) で検索できる千葉大の情報は、ほぼ国立情報学研究所が千葉大のサイトから、OAI-PMH によるハーベストによって自動収集したものです。各大学で学術情報発信への取り組みが検討されているところですが、この動きを受けて、一部の図書館情報システム・パッケージでもリポジトリ機能をサポートするようになっていきます。

また国立情報学研究所では、「メタデータ・データベースの共同構築事業に関する小委員会」において、今後の進め方に関し、「NII-IRP 学術リポジトリ・ポータルの構築」「NII-USG 総合サブジェクト・ゲートウェイの構築」を重点課題とする方針案を作成、取り組みについて協議しているところです。

(5) 電子図書館の評価

『情報の科学と技術』第 53 巻 12 号 (2003.12)、第 54 巻 4 号(2004.4)で、電子図書館の評価に関する記事が掲載されています。国立大学図書館協議会(現在は国立大学図書館協会)は、国立大学法人化にあたり、附属図書館の中期目標・中期計画の戦略的な策定や達成度の評価を支援するため、「大学図書館における評価指標報告書(Version 0)」を作成、電子図書館サービス関係評価指標も提

示しています。正式な委員会で審議，決定されたものではない，とのことですが，国立大学に限らず，サービス評価は必須であり，効果的な評価を行うための基本となる指標が求められるところです。

4 - 2 . 資料の電子化を巡る動き

(1) 国立情報学研究所による紀要論文の電子化

刊行物を電子化して，ネットワークで参照することができるようにする大学が増えてきました。大学刊行物の電子化支援事業として，国立情報学研究所の「研究紀要公開支援事業(<http://www.nii.ac.jp/kiyo-portal/>)」，独立行政法人科学技術振興機構 (JST) の「科学技術情報発信・流通総合システム(J-STAGE)(<http://info.jstage.jst.go.jp/>)」が挙げられます。国立情報学研究所による NII 学術コンテンツ・ポータル Genii の機能の一つである「研究紀要ポータル」(<http://kiyo.nii.ac.jp/>)」で，各大学の紀要論文が検索可能ですが，「研究紀要公開支援事業」によって進めていた紀要論文の電子化の成果である一次情報が，ようやく公開されるようになりました。国内の学術情報発信の呼び水として，今後も継続が期待されるようです。

(2) SPARC/JAPAN 事業による国内学術誌の電子化

国立情報学研究所の国際学術情報流通基盤整備事業 (SPARC/JAPAN 事業) (<http://www.nii.ac.jp/sparc/index.html>) は，日本の電子ジャーナルの多くを海外に向けて公開するプラットフォームとしての J-STAGE を擁する科学技術振興事業団，学術雑誌の購読側である大学図書館と連携し，日本発の優れた英文論文誌を国際的に認知させることを目的として，その事業を進めているところですが，9つのカテゴリーで16学協会（機関）の21誌をSPARC/JAPAN選定誌として決定，生物系の3タイトル

(「Mammal Study」(日本哺乳類学会)，「Journal of Mamalian Ova Research」(日本哺乳動物卵子学会)，「Zoological Science」(日本動物学会))を電子ジャーナル・パッケージとした「UniBio Press」が第一弾として産声を上げました (http://www.nii.ac.jp/sparc/doc/20040311_4.pdf)

(3) COE プログラムとの連携による電子図書館

東京外国語大学附属図書館では，平成14年度からアジア・アフリカの諸言語をオリジナル・スクリプト（原綴り）によるデータベース化を開始し，蔵書目録データベースの多言語化に取り組んでいましたが，文部科学省の「21世紀COEプログラム」に採択された「史資料ハブ地域文化研究拠点」プログラムと連携した電子図書館プロジェクトの推進により，アジア・アフリカ諸言語史資料の画像電子化し，多言語で検索できる電子図書館システム「Dilins(Digital Library Network System for C-DATS)」を構築しています。 (<http://www.tufts.ac.jp/common/library/etc/dilins.html>)

4 - 3 . 電子ジャーナル

(1) 導入進む電子ジャーナル

平成15年度大学図書館実態調査によれば，国公立大学全体における電子ジャーナルの1大学平均所蔵種類数は，853種類，設置者別では，国立3,505種類，公立361種類，私立436種類，調査項目を設けた平成9年度から平成14年度までの5年間で，その伸びは77.5倍となっているとのこと。国立大学では平成14年度から始まった文部科学省の電子ジャーナル導入経費が3年連続で配分され，私立大学でも平成15年度において，電子ジャーナルの利用支援を目的とした教育研究高度化推進特別補助が認められるなどの追い風もあり，各大学で電子ジャーナルの導入が増加しています。

国立大学図書館協議会（国大図協，現在は国立大学図書館協会）が，電子ジャーナル・タスクフォースを組織し，コンソーシアムによる電子ジャーナルの導入に積極的に取り組んできたこともあり，国立大学の導入実績の高さが目立ちますが，設置主体を越えた医学図書館協会や薬学図書館協会のコンソーシアムの取り組み，早稲田大学を中心とした私立大学の取り組みも見られ，公立大や私立大でも導入が進むものと予想されます。

（２）NII-OUP プロジェクト終了

国立情報学研究所(NII)と Oxford University Press(OUP)が，2000 年から行ってきた NII-OUP プロジェクトが終了しました。この間，OUP の電子ジャーナルが無償で利用できたため，恩恵を受けた大学も多かったことと思います。

このプロジェクトで提供されたタイトルについては，NII の電子ジャーナル・リポジトリである NII-REO(<http://reo.nii.ac.jp/>)に引き継がれています。

（３）出版社の動向など

NII-OUP プロジェクトの終了後，Oxford University Press は，国大図協とのコンソーシアムは不成立だったものの，私立大学や医学図書館協会・薬学図書館協会とコンソーシアム契約を進めるほか，2 機関以上で成立となるオープン・コンソーシアム購読の提案しています。

医学系で定評のある Lippincott Williams & Wilkins(LWW)のタイトルを中心とした電子ジャーナル・サービス LWW@Ovid(Fixed 100)がリリースされ，医科大学を中心に導入が進んでいます。Ovid データベースと共通の検索プラットフォームで 100 誌以上の電子ジャーナルの利用でき，Ovid および SilverPlatter の各種データベースとフルテキストリンクが可能となっています。

Springer が Kluwer を買収しました。それぞれ独自の電子ジャーナル・プラットフォームを構築していますが，2005 年 1 月を目途に統合を予定しているそうです。

SPARC が CSA と新たに業務提携したため，日本においては，CSA ジャパンによる提供となりましたが，これまで一律 1 万ドルだった価格が大学の規模別による価格設定となったため，実質的に値上げとなるところもあり，思わぬ余波がありました。

（４）Open Access 誌への動き

電子ジャーナルの大半は，冊子体を刊行している商用出版社や有力な学会・機関が中心ですが，従来から著作権などの権利委譲を投稿条件にし，雑誌によっては高額な価格設定や毎年の大幅な値上げなど，その編集方針やビジネス・モデルを批判する研究者・購読者の声は少なくありませんでした。インターネットの普及により，様々な学術情報の発信・流通が可能となった現在，従来の学術雑誌とは違うスタンスによる Open Access という方針による電子ジャーナルが登場し始めました。

ピアレビューされた論文をインターネット上に無料で公開することが目的である OpenAccess の電子ジャーナルの代表的なものとしては，BioMed Central(www.biomedcentral.com)があります。BioMed Central はイギリスの出版団体「Current Science Group」が運営，生物・医学分野の 100 誌以上が無料で利用可能ですが，著者は投稿料を負担することになっています。

米国国立医学図書館(NLM)などが主催している Pubmed Central(<http://pubmedcentral.nih.gov/index.html>)も，生物・医学分野の学術雑誌発行元がピアレビューを施して自らの雑誌に掲載した論文をオンライン上で無料公開し，

BioMed Central の電子ジャーナルも利用可能となっています。

研究者を支援する図書館員として、このような Open Access ジャーナルのニーズにも注目する必要があると思われます。

（５）ICOLC への派遣

国公立大学図書館協力委員会の派遣事業として、米国を中心とした国際図書館コンソーシアム連合(ICOLC: International Calition of Library Consortia) の第 14 回会合(9 月)に 3 名(国立 2, 私立 1), 欧州を中心とした欧州国際図書館コンソーシアム連合会合(E-ICOLC Conference) の第 5 回会合(10 月)に 2 名(国立 1 名, 公立 1 名)を派遣し、電子ジャーナルやデータベースの最新動向や海外の図書館の取り組みについて、情報収集に努めました。

５．利用教育と情報リテラシー

国立情報学研究所(NII)では、平成 15 年度より「学術情報リテラシー教育担当研修」の実施を始めました。この研修は「急速に進展する学術情報の IT 化に対応するため学術情報リテラシー教育における中核的な役割を担う人材の養成」を目的として行うもので今年度も、学術情報概論、資料調査法、プレゼンテーション、情報検索、NII コンテンツ特論、権利処理、電子ジャーナル、情報リテラシー教育の理論と実際・共同討議、という内容で 3 日間行われる予定になっています。また始まったばかりの事業でもあり、各大学で具体的な成果が見られるようになるまでには今しばらく時間が必要でしょう。

さて、情報リテラシーに関しては、特に目立った動き、画期的な取り組みといった話題はありませんが、今後の展開を考える上での方向性はいくつか挙げられると思います。

その一つとして、大学の「地域開放」「地域貢献」の動きがあるでしょう。(旧)国立大などでは法人化の動きと前後して一般開放を

行う図書館が増加しました。また、私大でも自治体と相互協定を結ぶなどして、市民の閲覧・貸出に便宜を図る動きがあります。学術情報をさらに有効に活用してもらうために、今後も自治体と連携しつつ、市民向けのサービスを発展させることが望まれるでしょう。リテラシーに関しては、横浜市大で数年前から「市民のための情報検索講習サービス」を行っていますし、昨年の分科会で紹介した東京農工大の「こどもインターネット」のような独自の取り組みも選択肢の一つとして考えられます。

その他、日本女子大では図書館ガイダンスを e-ラーニング形式で行うという取り組みを昨年から始めています。('日本女子大学における図書館ガイダンスの e-ラーニング' 情報管理 46(8) P530-535)。個人のペースや理解度に合わせられる、学習者が何らかの操作を行いながら実習ができるなどといった e-ラーニングの特性を活かし、音声を加えることによって理解しやすくなるようにつとめたり、OPAC やデータベースのシミュレーション画面を設けて、実際に入力してミスがあると、画面上の表示やナレーションで伝えるなどの工夫がなされています。

「これからは図書館を使いこなせる利用者がどれだけいるかという点も評価される」という観点に立ち、いつでもどこでも web サイトからガイダンスを受けられるように構築したそうですが、このように明確なコンセプトをもつこと、また既存のやり方にもう一つ二つ工夫を加える可能性を探るといったことも重要になってくると考えられます。

６．大学図書館と著作権

平成 14 年 7 月に決定された「知的財産戦略大綱」及び同年 11 月に成立した「知的財産基本法」に示された政府の方針に添い、文化審議会著作権分科会では、「法律ルールの

整備」「円滑な流通の促進」「国際的課題への対応」「著作権教育の充実」「司法救済制度の充実」の5分野について検討を勧めることとなりました。そして平成15年1月24日に、審議経過報告を提出しました。

これを受けて平成16年1月1日に施行された著作権法の一部改正により、教科用拡大図書の作成が可能となり、授業を受ける者も授業で使用する著作物の複製ができ、遠隔授業や入学試験において著作物を公衆送信することができるなど、著作物の公正利用を図るための措置が講じられましたが、一方では映画の著作物の著作権存続期間が公表後50年から70年に延長され、また、著作権を侵害された場合の救済を図るための制度が充実しました。

しかし、図書館等で映画の著作物を上映することを権利制限の対象から除外する件、再生手段の入手が困難である図書館資料を保存のために例外的に許諾を得ずに複製できるようにする件は、法改正を見送られました。

文化審議会著作権分科会はさらに平成16年1月14日に報告書を答申しました。内容は前回に引き続き5分野について施策を検討したものです。

これに基づく著作権法の改正案が現在国会（159回）において審議中であり、成立すれば平成17年1月1日から施行されます。

内容としては、日本における販売を禁止することを条件に海外で作成された音楽レコードを日本に還流させた場合は著作権の侵害とみなす。書籍又は雑誌の貸与についての経過措置（著作権法附則第4条の二）を廃止し、書籍又は雑誌の貸与による公衆への提供について貸与権（無断で貸与されない権利）が及ぶこととし、また、著作権侵害に対する懲役刑や罰金刑の上限が引き上げられるなど、罰則も強化される内容となっています。

に関しては、「非営利・無料」の場合は例外的に無料貸与できることになっているので大学図書館に取っては影響が少ないですが、例えば手数料や登録料を取って社会人向けに貸し出しを行っている大学図書館や株式会社立の大学の図書館における貸し出しはどうかなど、個々に判断するケースが出てくると思います。

またこれに関連して、既に平成15年1月24日に出された文化審議会著作権分科会の審議経過報告にも権利制限の見直しに関わる事項として触れられている「公貸権」に関する議論が活発になってきています。

日本書籍出版協会と日本図書館協会は、平成15年7月に図書館における貸出や副本購入に関する「公立図書館貸出実態調査」を行い、実証的なデータを得ました。また、平成15年11月27日～28日に行われた全国図書館大会第8分科会では、公貸権問題を中心に著作権をめぐる最近の動向について、著作者・出版社・研究者・図書館のそれぞれの立場で意見交換が行われました。

これらの経過を踏まえて日本図書館協会は、平成16年3月5日「図書館における貸与問題についての見解」を発表しました。この中で、日本の図書館は、公貸権を導入している諸外国の図書館に較べ著しく低い水準であることを認識しつつ、図書館の質・量共に充実させ、権利者と連帯しながら公益性の高い図書館を実現するべきであると述べています。また同じく日本図書館協会では、平成16年5月10日（月）から17日（月）の間に全国4箇所で開催した著作権フォーラムを開催し、文化審議会の経過や日本図書館協会の取り組みについて説明を行いました。今後とも著者や出版者と「当事者協議」が続けられることになっています。

平成16年3月5日、国公立大学図書館協力委員会と学術著作権協会及び日本著作出版権管理システムとは、「大学図書館間協力

における資料複製に関する利用許諾契約書」をそれぞれ取り交わしました。これにより、両機構が複写許諾管理を委託されている著作物を、FAXあるいはインターネット送信で相互協力の相手館に送ることが可能となった。これについては同日付で、国公立大学図書館協力委員会から「大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン」が出されています。

また同じく国公立大学図書館協力委員会から平成16年3月29日、「大学図書館における著作権問題Q & A 第3版」が出されました。

このQ & Aには108項目の事例に対する解説のほか、第2版に引き続き、付録として上記の「ガイドライン」や「大学図書館における文献複製に関する実務要項（平成15年1月30日）」、「大学図書館における著作権問題についてのアクションプラン（第2次）（平成15年7月11日）」、「大学図書館と著作権をめぐるこれまでの経過」が掲載されており、大学図書館と著作権問題を考える上で参考になります。

7. 職員問題 アウトソーシングの議論への一石：「多様な正職員」という考え方

図書館業務の外部化は私立大学を中心に相変わらず進んでいます。今後、法人化された国立大学、そして公立大学でも進むでしょう。この業務の外部化に関して現在主流となっている考え方は、専門的業務・中核的業務（これを何とするかは図書館ごと、大学図書館界でもまだまだ議論が必要だと思います）を（少数の、精鋭化した）専任職員が担い、パターン化できる、周縁的業務を業務委託し派遣職員によって行おうというものです。これ自体は一定の説得力があり、派遣職員の収入等労働条件の問題をとりあえず括弧に入れて議論するのであれば(*)、実際にこの考え方に沿った取り組みが実施される必要があ

るでしょう。

アウトソーシングに関するこのような考え方は、専門職の仕事を明確にするという点が期待されますが、一方、大学図書館界の未来を担う若い力をこの世界に呼び込むことを非常に難しくします。

表1及び図1は、いずれも文部科学省『大学図書館実態調査』のデータを下に、過去10年間の30歳以下の若年層職員の数、全体（専任、非専任ごと）に占める割合を示したものです。ここからは、(1)30歳以下の専任職員は実数、割合とも減っている、(2)非専任は実数において増えているが、全体に占める割合に大きな変化はない、ということが指摘できます。

30歳以下の専任職員は大変少なくなっています。これは図書館職が人気のない職種であるからではなく、入ろうにも採用が極端に抑えられているためであることは容易に推測できます。非専任職員が増えているということはこのことを証明しているといえるでしょう。

大学、図書館に限らず、この国の企業・団体等はバブル経済崩壊後の1990年代を通じて若年層の「正社員化」を著しく阻害してきました。経済学者の玄田有史（東京大学、労働経済学）は、『仕事のなかの曖昧な不安：揺れる若年の現在』（中央公論新社、2001年）で、この国で雇用問題が論じられる際、最も問題視されるのが中高年の失業であるが、その一方で若年層（20代から30代前半）の問題が看過されていることに警鐘を鳴らしています。

大学は図書館に限らず業務の外部化をますます推し進め、そこでは派遣職員の活用をはかるでしょう。しかしそのような態度は、自分たちが教育し、社会に送り出した若者たちの正社員化を阻害する、その一部を確実に担っているという意識が希薄なように思います。

大学側が専任職員（正社員）の採用を抑えるのは人件費抑制が主たる動機であろうと思われます。それは大学の厳しい財政事情を見る限りではやむをえない選択のようにも思えます。しかし、異なった視点からの発想も可能です。やはり労働経済学が専門の久本憲夫（京都大学）は『正社員ルネサンス：多様な雇用から多様な正社員へ』（中公新書，2003年）で、興味深い視点を提供しています。これは大きな枠組みではワークシェアリングの議論といえますが、久本はこの著書の中で、マスコミなどで喧伝される「終身雇用の崩壊」「雇用の流動化」「正社員の減少」「成果主義の普及」といった言説に対して、統計データを検証することでそれが必ずしもあたっていないことを明らかにします。そして、高齢者が多く、相対的に若年者が少ない今後の日本社会の中で、働く人々の生活水準・モラルを維持し、充実した生を営み、活力ある社会・組織を可能とするには、「多様な正社員」、つまり組織内での昇進といった一元的価値に社員を駆り立てるのではない、（広範囲での異動のない）地域を限定した勤務や専門職として働く環境の整備といった提

案を行っています（もちろん、それと一体で賃金の一定程度の差は容認するということが必要だとも述べています）。

こうしたことを実現させるためには、経営サイドとしては総人件費負担が最大の問題であり、正社員雇用が割高で非正社員が割安となっている現行の社会保険制度などの改正が必要であるとしています。

私たちは実務家であり、目の前の図書館の活動をいかにより良いものとしていくか、そのために所与の条件を踏まえた計画を立て実行することが必要です。しかし、現在の人々はやがていなくなり、後からくる新たな人々にバトンは渡されます。下手をすると、そのバトンを渡せる人たちがいなくなってしまうのではないか、というのは杞憂でしょうか？

そうならないためにも、若年層の問題を、社会制度の改革という大きな枠組みで考え、目の前の現象だけにとらわれない、複眼的な思考、姿勢が必要なのではないでしょうか。

*派遣労働者のことでいえば5月に全国で始めて派遣労働者の労働組合が誕生しました。この組合がどういった活動を展開するかは未知数ですが、派遣労働者の地位向上に資することが期待されます。

8．大学再編と法人化

(1) 大学再編・統合

2004年4月の国立大学法人化を前に、2002年10月に統合済の筑波大・図書館情報大、山梨大・山梨医科大学の統合に続き、03年10月に20の大学が10大学に統合されました。そのほとんどは県内総合大と単科大という組み合わせです。一方、県域をこえた総合大同士の再編・統合として注目された埼玉大・群馬大は、当初埼玉に教員養成学部を集約するとされていましたが群馬大の地元が猛反発、また埼玉大の新学長に統合慎重派の田隅氏が就任するなどして結局統合は振出しにもどり、05年10月を目標としていた統合は棚上げになりました。教員養成学部の統合については、03年に東北3大学（岩手大、弘前大、秋田大）も協議を進めていましたが、結局は「統合できない」という結論に至っています。教員採用が都道府県別であるため、教育学部と地域との関係は強く、統合によって「教員養成学部空白県」になることへの不安や懸念が大きいようです。現段階で教員養成学部統合の合意に達したのは鳥取大と島根大で、教員養成学部は島根大に集約されて16年4月から新たなスタートをきりました。大学の再編・統合、教員養成学部の統合、複数大学による単位互換制度等、大学再編・統合の流れは法人化後もなお一層進められていきそうです。

公立大では神戸商科大・姫路工業大・兵庫県立看護大が統合し、「兵庫県立大」として2004年4月に開学しました。強力なトップダウンで大学統合・組織改革を推し進めて05年4月開校するのは東京都立大・都立科学技術大・都立保健科学大・都立短期大の4校が統合される「首都大学東京」。01年2月に都が大学改革基本方針を発表して以来、都立4大学は意欲的な改革案をまとめてきたにも関わらず、突然知事により別個に「都立新大学構想」が発表され、大学陣の不審を

招きました。教員が首都大学東京への就任を固辞したため、来年度予定されているコースの設置を都が見送らざるをえなくなったというニュースも記憶に新しいところです。また、横浜市立大学も強烈的なトップダウンによって、法人化を見据えた改革案が出されていますが、教職員とトップとの間の合意には乏しく、連日論議を呼んでいます。来年度新たに開学予定なのは大阪府立大（大阪府立大・大阪女子大・大阪府立看護大が統合）、県立広島大（広島県立大・県立広島女子大・県立保健福祉大が統合）。大学院新設の話題としては、法科大学院の新設が注目されましたが、今年度4月開校の68校中13校が定員割れ。学生の動向がいまだ掴みにくい状況にあるようです。一方、社会人入学が半数を占めるなど、社会的関心の高さも伺えます。

さらに今年注目されるのは、株式会社の公教育参入です。構造改革特区のうち、ビジネス人材育成特区（大阪市）、キャリア教育推進特区（千代田区）では、株式会社が学校の設置主体となることが認められ、2004年2月に株式会社立大学としてLECリーガルマインド大学、デジタルハリウッド大学院大学の2校（それぞれ大阪市、千代田区に開校）が認可されました。また、04年1月愛媛県松山市が「キャリア人材育成特区」を申請、来春にも株式会社大学設置をめざすなど、就職に直結するような実践的な教育を売り物とする大学が登場し、高等教育の多様化・劇的な変化は様々なメディアでも取上げられました。

(2) 大学等法人化

2004年4月1日、これまで文部科学省の下部組織であった国立大学は、国を設置義務者とし、国立大学法人として新たなスタートを切りました。（同じく国立大学法人法で、大学共同利用機関法人（4法人）も成立）大学の運営は学長の責任と裁量に任せられ、教職員は非公務員となりました。大学ではこれま

で中期目標・中期計画作成、資産目録作成、就業規則等規定各種の作成に追われるなど膨大な時間と労力を費やしていますが、4月以降も不確定要素は多く財務会計システムも併せて手探りでそろりそろりと法人化を迎えた、というのが現状です。

昨年12月、財務省より法人化後の国立大への運営費交付金について「2005年度から毎年約2%ずつ減らす」との方針が文科省に提示されたことを発端に、交付金をめぐって大学と文科省との間で大きく議論されました。法人化にあたっては国立大学法人法で「教育研究の特性に配慮する」と定め、国会でも「法人化前の額を確保」と決議していたため、国立大は「約束が違う」と猛反発。今年1月に05年度からの5年間の中期計画期間中、教育研究費や一般管理費を原則として年1%ずつ削減することでようやく合意に至りました。

今年5月には、国立大の中期計画・中期目標原案が文科省国立大学評価委員により了承されました。昨年秋に提出された素案の段階では具体的な数値目標が少なく抽象的な内容が多かったため、より具体的な数値目標を盛り込むよう今年1月に文科省が国立大に差し戻した経緯があります。背景には教育や研究が単純に達成数値化になじまない面があるほか、目標の達成状況に対する評価が国からの交付金配分に直結するため、明示化を避けたい大学側の意図もあったようです。交付金削減を踏まえて、各大学は事務組織を再編して人的効率を図ったり、教職員の任期制・年棒制を採用する、など教職員の業務改革、意識改革も進められています。未だ混沌の渦中にある国立大学ですが、大きな変動の中で一人一人が大学のあり方と運営に自覚的であることが求められることでしょう。

なお、国立大学法人化後は国立大学協会が「社団法人国立大学協会」として発足しています。

図書館において法人化が問題となったのは、国立大学法人法に図書館設置の法的明記がないという点です。国立大学における附属図書館の法的位置づけについては、国立学校設置法第6条において「国立大学に附属図書館を置く」と規定されていましたが、法人化後この設置法は廃止され、国立大学法人法では「図書館」についての言及がありません。建物の無い電子図書館という可能性や学術情報メディアセンターなど図書館のあり方も多様になっていくことでしょう。図書館が大学の中でどう位置付けられるかは大学の理念と経営とに懸かってきます。中期目標・中期計画において図書館の取組みが学生支援、地域貢献、電子メディア化等重要な役割を担い、またそれが評価に結びつくよう積極的な取組みにより図書館の存在意義をアピールしていかなければなりません。

国立高等専門学校は独立行政法人国立高等専門学校機構として1法人化され、大学と同じように中期計画・中期目標を掲げ、5年ごとに評価を受けることとなりました。図書館については中期目標に「図書館の充実や寄宿舎の改修などの整備を計画的に進めるとともに…」と言及されるに留まりますが、1法人によるスケールメリットを活かした活動（電子ジャーナルコンソーシアム等）と各校の地域性や特性を活かした活動の両方を展開していくことになるでしょう。

一方、国立大に続き、地方自治体が設置者である公立大学にも独立行政法人化の波が押し寄せています。地方独立行政法人法が2004年度から施行されるにあたり、公立大を持つ都道府県・政令市の9割が法人化を視野にいているとの調査結果が出ました。自治体の財政が厳しさを増す中、法人化によってより効率的な経営に移行せざるを得ない状況が伺えます。国立大の法人化と最も異なる点は、大学の教育面を担当・統轄する学長

と、大学の経営を見る理事長とを別々に設置できるところにあります。法律上原則として理事長は学長を兼ねるとしてありますが、例外規定で学長を別に定めることが可能であり、横浜市立大や首都大学東京などは学長と理事を分離する方針です。先にも触れましたが、公立大のトップダウンは国立大のそれよりも強固に行われやすく、教職員とトップ陣との対立が連日報道されています。

（３）大学評価

国公立大学への第三者評価による競争原理の導入の一環として、2002 年より『21 世紀 COE プログラム』が実施されています。これは国公立大学の大学院博士課程レベルでの世界に通用する研究拠点の形成をはかる事業として 1 件あたり 1 億～5 億円の補助を 5 年継続で行うものです。 学問 10 分野よりすでに 02 年 113 件、03 年 155 件が採択されています。04 年は「革新的な学術分野」より 10-30 件が選ばれる予定。採択件数割合は国立大が 7 割を占めたことに批判も出ましたが、博士課程学生数の割合とほぼ同じであることでプログラム委員会は公正さを主張しています。

また、03 年からは『特色ある大学教育支援プログラム』が実施され、大学教育の改善について支援する取組みも始まりました。03 年 80 件採択、04 年は 7 月下旬に選定発表予定。

そして今年は新たに『現代的教育ニーズ取組み支援プログラム』が実施されることになりました。これは地域貢献、他大学との統合・連携による教育機能の強化、実践的英語教育、e-Learning など社会的要請の高いテーマに対して取組まれる大学等の活動を支援するものです。（公募選定発表予定は 9 月）、ほかにも、2005 年に JABEE（日本技術者教育認定機構）の認定プログラム修了者が海外の同等の認定プログラム修了者と同等扱いにみなされる見通しとなりました。こ

れにより日本でも国際的な技術者資格を取得できるようになるため、工学系の学部、学科では JABEE 認定は一層重要な評価となります。

これまで受験生の大学選びの基準として偏差値が用いられてきましたが、大学の中身、実体を示すこれら大学評価は、大学の中身や質をアピールする上でも重視されていくことでしょう。